



平成 26 年 3 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 さ い か 屋
代表者名 取締役社長兼社長執行役員 岡本 洋三
(コード番号 8254 東証第2部)
問合せ先 総務部長 田中 伸明
(TEL. 044-211-3153)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 26 日付適時開示「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、シダックス・コミュニティー株式会社から横浜地方裁判所に提起されていた賃料減額請求訴訟について、平成 26 年 3 月 10 日付で裁判上の和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 21 年 6 月 1 日、シダックス・コミュニティー株式会社との間で当社横須賀店南館の定期建物賃貸借契約（契約締結時における月額賃料：8,000,000 円消費税別）を締結し、平成 21 年 8 月 22 日からシダックス・コミュニティー株式会社がカラオケ店の営業を開始しました。その後、当社は、事業再生計画に基づき、平成 22 年 5 月、横須賀店については大通り館を閉館し、新館・南館で百貨店の営業を継続することとなりましたが、これに対して、「大通り館の閉館により南館付近の集客効果が契約締結当時に比べて著しく低下し、同店は大幅な赤字経営を余儀なくされている、大通り館の閉館という状況の変動により、近隣同種の建物の賃料と比較して賃料が著しく不相当な状態となった」として、シダックス・コミュニティー株式会社から、平成 22 年 8 月 10 日付で 52,350,000 円の賃料減額請求訴訟を提起されておりました。当社は、これまで同訴訟において主張を尽くしてまいりましたが、これまでの訴訟経過、本件事案の内容、訴訟を継続した場合の訴訟費用の増加等を総合的に勘案した結果、和解により早期に本件の解決を図ることが最善の策であると判断し、裁判上の和解をすることといたしました。

2. 和解の相手方の概要

(1)	名 称	シダックス・コミュニティー株式会社
(2)	所 在 地	東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 志太 勤一

3. 和解の主な内容

(1) 賃料の改定

平成 26 年 4 月 1 日以降：月額 7,220,000 円（消費税別）

(2) 解決金の支払い

当社は、シダックス・コミュニティー株式会社に対し、本件解決金として 22,819,000 円を支払う。

4. 今後の業績見通し

今回の解決金については、平成 26 年 2 月期の特別損失として計上いたします。

なお、平成 26 年 2 月期の連結業績に与える影響については現在算定中です。業績予想の修正が必要と判断された場合は速やかにお知らせいたします。

以 上